

## 誘導灯及び誘導標識

②

試験項目			種別・容量等の内容	結果
外 観 試 験	電 源	常 用 電 源	V	
		非 常 電 源	種 別	蓄電池（内蔵型・別置型）・自家 発電設備・燃料電池設備
	設 置 状 況 （ <u>内蔵型 に限る</u> ）		—	
	誘 導 標 識	避 難 口 に 設 け る も の	設 置 場 所 等	—
			外 形 寸 法	—
			表 示 面	—
			※ <u>☆表示面の平均 輝度</u>	cd/m <sup>2</sup>
		※ <u>設置場所の照度</u>	lux	
		通 路 等 に 設 け る も の	設 置 場 所 等	—
			外 形 寸 法	—
			表 示 面	—
	※ <u>☆表示面の平均 輝度</u>		cd/m <sup>2</sup>	
	※ <u>設置場所の照度</u>	lux		
	電 源 の 自 動 切 替 試 験			—
機 能 試 験	切 替 作 動 試 験	誘 導 灯 （ <u>消灯方式</u> ）	消灯機能	—
		誘 導 灯 （ <u>点滅型</u> ）	点滅機能	—
		誘 導 灯 （ <u>内照点滅型</u> ）	点滅機能	—
		誘 導 灯 （ <u>誘導音装置付点 滅型</u> ）	誘導音機能	—
	連 動 停 止 試 験	誘 導 灯 （ <u>誘導音装置付点 滅型</u> ）	自動火災報知設備 との連動停止	—
		放送設備との連動 停止	—	
備 考				

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。  
 3 結果の欄には、良否を記入すること。  
 4 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。  
 5 総合操作盤が設けられているものについては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。  
 6 ※印の試験は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第二十八条の二第一項第三号ハ並びに第二十八  
 条の二第四項第三号の二及び第十号に規定する蓄光式誘導標識、〔誘導灯及び誘導標識の基準〕（平成11年  
 消防庁告示第2号）第五第三号時に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。  
 7 ☆印の試験は、「誘導灯及び誘導標識の基準」に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにおいて  
 は、省略することができる。

## 誘導灯及び誘導標識

②

試験項目			種別・容量等の内容	結果
外 観 試 験	電 源	常 用 電 源	V	
		非 常 電 源	種 別	蓄電池（内蔵型・別置型）・自家 発電設備・燃料電池設備
	設 置 状 況 （ <u>内蔵型 に限る</u> ）		—	
	誘 導 標 識	避 難 口 に 設 け る も の	設 置 場 所 等	—
			外 形 寸 法	—
			表 示 面	—
			※ <u>☆表示面の平均 輝度</u>	cd/m <sup>2</sup>
		※ <u>設置場所の照度</u>	lux	
		通 路 等 に 設 け る も の	設 置 場 所 等	—
			外 形 寸 法	—
			表 示 面	—
	※ <u>☆表示面の平均 輝度</u>		cd/m <sup>2</sup>	
	※ <u>設置場所の照度</u>	lux		
	電 源 の 自 動 切 替 試 験			—
機 能 試 験	切 替 作 動 試 験	誘 導 灯 （ <u>消灯方式</u> ）	消灯機能	—
		誘 導 灯 （ <u>点滅型</u> ）	点滅機能	—
		誘 導 灯 （ <u>内照点滅型</u> ）	点滅機能	—
		誘 導 灯 （ <u>誘導音装置付点 滅型</u> ）	誘導音機能	—
	連 動 停 止 試 験	誘 導 灯 （ <u>誘導音装置付点 滅型</u> ）	自動火災報知設備 との連動停止	—
		放送設備との連動 停止	—	
備 考				

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。  
 3 結果の欄には、良否を記入すること。  
 4 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。  
 5 総合操作盤が設けられているものについては、総合操作盤についての試験結果報告書を添付すること。  
 6 ※印の試験は、誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）第五第三号（四）に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。  
 7 ☆印の試験は、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにおいて  
 は、省略することができる。